

★ 金聖寿の活動

本籍も慶南 密陽郡 府北面 春化里においた金聖寿(別名 金芝江, 朱烈)は1922年中国広東に渡り、1926年9月に広東黃浦 軍事政治学校 歩兵科に入学して、同年 義烈団に入団した。1928年8月には在中国朝鮮無政府主義者連盟に加入した。

1930年12月に楊汝舟、莊鹿其俊、吳冕植などと共に金聖寿は天津にいる李会榮の寓居に集まり運動資金獲得について熟議した末に、日本租界内の正実銀行を襲撃し3千余円を奪収した。

同年12月頃に上海に集結した柳子明、鄭華岩、白貞基、李康勲、嚴舜奉、吳冕植、元心昌、朴基成、李容俊などは在中国朝鮮無政府主義者連盟を南華韓人青年連盟という戦時体制に改編した。

1933年12月15日 有吉公使暗殺未遂事件に関与したが、白貞基、李康勲、元心昌が逮捕される時、彼は無事に逃げることもできた。

金聖寿は1937年1月17日 日本領事館警察に逮捕され、4月16日上海から仁川に入港した平安丸で押送され、海州地方法院で長い間 取調を受けた後起訴され18年の刑を受けた。

西大門刑務所で服役9年の後の8月15日出獄した。

当時の国内新聞は次のように報道している。

「(前略) 金聖寿(37)は去る1月17日上海領事館警察署によって逮捕されている。本籍を慶南密陽に置き、22才の時、広東に渡り、昭和3年(1928)8月頃から無政府主義者となった。白貞基、金圭喜、鄭華岩、柳子明、鄭海里、楊汝舟、吳景植、李達、嚴舜季、李圭虎、元心昌、李康勲らと同志となり、南華韓人青年連盟或は有吉公使暗殺の陰謀団、黒色恐怖団、猛血団(血盟団)などの名称で当時、世固を肝胆からふるえ上がらせた者で、昨年海州地方法院で吳景植外2、3名は死刑の判決を受けたが、その経過を聞けば、昭和8年(1933)3月頃に前記金聖寿は元心昌、白貞基、李康勲らと共に謀り、暴弾と拳銃を持って上海市内武昌路中国人料理店で有吉公使を暗殺したが、発覚して金聖寿だけは逃して3名は直ちに逮捕された。その外にも親日派朝鮮人を暗殺するなど種々のテロ行為があった。」

1937・4・16 毎日申報

★ 李容俊の活動

李容俊(1905年生)は本籍を忠北堤川郡鳳陽面院朴里366番地において、千里芳、千里秋、馬連盟、田野芳、盧子英、林原植、李東俊、陳為人など色々な別名を持ち、1930年に奉天に亡命して以来、中国各地を転々としながら活動を続けた。

1931年5月に李会榮、柳子明、鄭華岩の勧誘で南華韓人青年連盟に加入して、同年12月白貞基の勧誘に従い朝鮮人、中国人(華均実、王亜樵)、日本人(佐野一郎)などで組織された抗日救国連盟(別名 黒色恐怖団)に加盟した。彼自身、1932年に玄永燮、安佑生(安恭根の息子、安重根の甥)、釜山房、李尙有(鍾鳳)などを同連盟に加入させた。

1932年10月北京から上海に来た柳絮(基石)は、泉州で、中国人同志秦望山が運動資金8千円を提供したという事実とあわせて、これから先北中国で展開しようとする抗日闘争計画を明らかにした。同年11月李容俊と元心昌はこれに賛同し柳基石、柳基文兄弟と共に北京に行った。北京民国大学朝鮮人学生アナキストグループの丁来東、吳南基などと北京での行動を協議したが、思い通りにならず同年12月に天津に行った。13日頃に投弾対象を天津駐屯日本軍兵営、天津日本領事館官邸及び清日汽船船舶と決め、16日午後6時30分、柳基石は兵営に、李容俊は官邸に、柳基文は船舶に投弾し、天津市内を揺動させた。

元心昌は上海同志達との連絡責任を受けていた。

1933年6月下旬頃上海に帰った李容俊は鄭允玉(華岩)、李二徳(李達)、朴基成らと協議して運動資金のため元昌公司を襲撃した。

当時の国内新聞は李容俊に關し次のように報道している。

「(前略) 李容俊は去る昭和7年(1932)4月29日上海新(虹口)公園で挙行された天長節慶祝式場で爆弾を投げた事件(尹奉吉事件)と昭和8年(1933)有吉公使暗殺未遂事件の連累者として指名手配中であったが、去る12日北京に潜入したという情報を受けた北京

領事館警察署は特別捜査隊を組織し水も漏らさぬ捜査網を張ったところ、12月18日午前3時に北京で胡同方向に通り過ぎて行くのを、後をつけていた捜査隊が発見して大格闘の結果逮捕した。

李容俊は大正11年(1922)3月に本籍地で私立普通学校を卒業して京城中央高校普通科に入学したが中退し、再び某公立高等普通学校5学年に編入し大正14年(1925)3月に卒業した。彼の家庭には実兄李容兌、外5兄弟がおり約6万円の不動産がある。中等学校を卒業した彼は社会科学を研究しようと、新聞雑誌を見、大杉栄事件と朴烈事件に感じるところがあり、大杉栄著「プロレタリア全集」を受読する間に無政府主義に共鳴するようになった。その後新幹会の中心人物として秘密に活動したが昭和5年(1930)10月に自分の家の租を売って旅費を作り奉天に行き、〇〇新聞奉天支局勧誘員となり、潜行運動に同志糾合に力を入れた。昭和6年(1931)2月に天津を経て北京に潜入し当時北京大学在学中のアナキスト学生達と交遊していた元勳(心昌)と同宿しながら思想研究に没頭して同年4月中頃頃上海にいる無政府主義秘密結社南華韓人青年連盟が発行したパンフレットを読んで感動し、同年5月に元勳と共に上海に行き同連盟に加盟し極秘密に満州事変当時不隠宣伝をしていた。昭和7年(1932)2月に上海事変が起こるや、元勳と共に無錫に避難したが、同年4月に南華韓人青年連盟柳子明の招きを受けて上海仏租界白鴉波の家を集まり4月29日天長節慶祝式場で白川大尉以下高官達を暗殺する計画を立て李容俊が実行者と決めたが、実行準備の事情から金九一派に実行をまかせた。同年5月上旬には上海で抗日戦に惨敗し、蘇州に根拠を移した十九路軍補充兵募集に力の限り尽し約24名を集めて自己も参加し主義宣伝と同志獲得に力を入れたが、国民政府に反対するという嫌疑で蒋介石に解散せられた。同年11月には泉州のアナキスト中心人物秦望山が提供した7千円を持って同月16日北京を経て天津に行き柳基石と密議して川越総領事が官邸に帰る時期を見ながら火薬弾を投げ足の再び上海に行った。昭和8年(1933)3月に上海仏租界拉都路白鴉波宅に8名が集まり、3月17日夜上海共同租界武昌路松江春という料理店で有吉公使が中国要人達を招待するという情報を聞き大型火薬弾2個と拳銃2丁を持って松江春に潜入しようとしたが上海領事館警察に発覚され、2名は現場で捕えられ李容俊は逃したが、その後昭和14年(1939)1月18日北京で捕えられた。(1939.1.31.東亞日報)

李容俊は1940年11月19日京城地方法院で治安維持法違反罪を適用し5年の刑の言渡を受けた。

李容俊の判決文(昭和14年 刑控 第1015号)

判決

本籍 忠北堤川 郡 鳳陽面 院朴里 366

住所 京城市 西京抗月井3号

無職 田理芳、千里芳 本名 李容俊 34才

この者に関する治安維持法違反等被告事件に対し朝鮮総督府検事杉本寛一の関与

で審理を遂行して次のように判決した。

主文

被告人を懲役5年に処する。

未決拘留日数中420日を本刑に算入する。

訴訟費用は全て被告人の負担とする。

理由

被告人は大正14年3月 忠北 道 제천 公立普通学校を卒業した後、約1年間 同道 제천 郡 봉 양 面 事務所に臨事職員として勤務したが、前記本籍地で農業をしていた。しかし昭和5年10月仕事を失ない他に就職する目的で 봉 천 、天津を經由して昭和6年2月下旬頃 北京に至り同地で無政府主義者 元心昌と互いに知り合うようになった。そこで同人の指導と感化及びクロボトキンの「青年に訴ふ」という書籍などこの方面に關係する書籍を採読し無政府主義に共鳴した。結局 同年5月初旬頃 元心昌の勧誘により同主義運動に従事することを決定しこれにより同人と共に上海に行、たものである。

第1. 昭和6年5月15日頃当時の居住地であるフランス租界菜市路氏名未詳の中国人の家で李会榮、柳興湜、鄭鍾華の勧誘により南華韓人青年連盟が革命手段により最初、朝鮮を日本帝国主義から離脱させ、朝鮮に私有財産制度を否認し無政府主義社会を建設して漸次これを全世界に広げようとする目的で上海方面に居住する朝鮮人無政府主義者により組織した秘密結社であることを知りながら 元心昌と共に これに加入した。同年12月頃には連盟の実行部員となつて革命的行動を担当した。

第2. 昭和6年12月上旬頃上海仏租界 福履理路 資敬坊某タバコ店2階で白鳳波(=白貞基)により次のような勧誘を受けた。黒色恐怖団は日本の立憲君主制度など一切の権力を排撃し私有財産制度を否認しながら全世界に真に自由平等の無政府主義社会建設をその目的とする。その促進のため手段方法は選ばず、暗殺、掠奪、破壊などのテロ行動の使命を帯びて、上海方面の中国人、朝鮮人、日本人無政府主義者により組織した秘密結社の加入を勧められ、これに加入した。

第3 前記青年連盟の目的遂行により

(1) 昭和7年頃上海フランス租界 프랑스 공원 で玄永愛、安佑生に、また同年8月中旬頃には同租界の同人の当時の住居で 劉山房(=別名)に、昭和14年4月末頃には同租界新新里所在の当時の住居で李鍾鳳に各々前記したところの連盟の目的を説明して加入を勧め 同人らを同連盟に加入させた。

(2) 昭和6年12月上旬頃 上海フランス租界 賢西路 平原坊の当時の住居で白貞基、嚴舜華、金聖秀ら3名と会合し、白貞基の提案に従い前記連盟の資金調達のため同租界 羅斐德路で交易商兼果物商を經營する朝鮮人李明愛の家を襲撃し同人を脅迫して金品を強奪することを共謀した。

その翌日午前8時頃被告人李容俊及び白貞基は何も持たず、嚴舜奉、金聖秀、は拳銃を一丁ずつ携帯して李氏の家に行った。嚴舜奉は同家の階段下で見張りをするとし、被告人李容俊及び白貞基、金聖秀は2階に上がり、金聖秀は李明俊及び彼の妻崔愛果に拳銃をつきつけ強げば殺すと脅迫した。被告人李容俊と白貞基は室内を探索し、李明俊が持っていた朝鮮銀行券80ウオンと中国紙幣700ウオン、中国銀貨30ウオンそして白金製懐中時計1個(市価500ウオン)他に李明俊の妻愛果の金の腕時計などを強奪した。

(3) 昭和8年6月下旬頃には上海の中国人街 所在の住居で鄭允玉(鄭華岩)、李二德(=李達)、朴基成などと会合し前記連盟の運動資金調達のため上海フランス租界來賓而帝羅路24号にある元昌公司主人朝鮮人趙尚奎の家を襲撃し同人を脅迫して金品を強奪することを謀議した。

同年7月5日頃、午前8時頃被告人李容俊は何も持たず、李二德、朴基成は各々拳銃1丁ずつを携帯して趙尚奎の家に行き、朴基成は階下で見張りをして李容俊と後で2階へ上ってきた朴基成は室内を探索し趙尚奎が所有していた朝鮮人参約40根(市価約500ウオン)と金の懐中時計1個(市価150ウオン)を強奪していった。

オ4 前記青年連盟及び黒色恐怖団の目的遂行により

(1) 昭和7年10月中旬頃上海フランス租界北李里初育路建業里中街77号当時被告人李容俊と白貞基の住居で北京から上海に来た柳基石が「私は、北京で抗日闘争を敢行することにより、先般号誌『泉州城内の無政府主義者秦望山』という中国人から金8000ウオンを資金として受け取ったが、この人に北京や天津で日本軍部 或は日本総領事館に爆弾を投げればまた30万ウオンの資金を寄贈することができると言われ、同志を募集するために来た。」と言いながら、北中国に行き爆弾を投げることを勧誘した。被告人李容俊と元心昌はこれに賛同してこの場所で、日本総領事館を破壊し治安を妨げることと同時に被告人と元心昌は前記連盟及び黒色恐怖団の目的達成のため同所に爆弾を投げることを共謀した。

昭和7年11月中旬頃上記3名は北京に行ったが、その場に行ってみるにそこには満州の張學良軍隊30万余名が駐屯して情勢は不利であった。そのため同年12月11日頃天津[] [] に行き動静を観察してみた後、同月13日頃天津フランス租界交通旅館で爆弾を投げる対象建物として天津日本駐屯軍の兵舎と天津日本総領事館を決定した。そして同月16日午後6時30分を期し、柳基石は兵舎に、そして被告人李容俊は官邸に爆弾を投げて、元心昌は上海の同志達と連絡を取るよう協議した。

同月16日正午頃被告人李容俊は交通旅館で柳基石から中国製手榴弾1個を受取り、協議に従い同日午後6時30分頃同租界ウクトリア公園内で天津日本領事館を目標として手榴弾を投げたが官邸には至らずその外にあるレンガバリエ外側下部で爆発しその壁の一部を破壊させた。

(2) 昭和8年3月5日上海フランス租界福履理路亭元坊 所在の当時白貞基の住居において

同人の他に元心昌、李圭虎、吳冕植、嚴昌華、金聖秀、鄭允玉、李二德、李守鉉、鄭鍾華(海理)、鄭致和(許烈秋)などと会合して、元心昌の情報提供による“在中国日本公使有吉明は荒木陸軍大臣の密命により、蒋介石を4000万ウオンで買収し満州を放棄させまた熱河で無抵抗をとりしめる目的で中国に渡り、その交渉が2月中旬に成立する見込みなので近日帰国の予定である。同公使がこの報告を終え再び中国に来れば時局は急変し、我々無政府主義者は十中八九その足場を失うことになるから、同公使を暗殺してしまわなければならない。”という内容に接して、以上の会合人等らは有吉公使を暗殺することを謀議した。その翌日、同らが抽選した結果、白貞基、李康勲、両人は爆弾及び拳銃を使用し、同公使の暗殺執行を担当することとし、同月17日上海共同租界文路六三亭で有吉公使送別会が開催されるという情報入手して同公使の自動車に爆弾を投げることを企図した。

同日午後9時頃、白貞基、李康勲は爆弾及び拳銃を各1丁ずつ携帯して元心昌と共に六三亭付近の中国料理店松江春で待機し、爆弾で有吉公使を暗殺しようとしたが同ら3名が暗殺を果す前に逮捕され、その目的を遂行できず殺人予備をなしたものである。

前記行為のうち同種の行為は罪の継続で出て来たものである。

証拠を考察するに前記判示の全ての記載事実のうち判示第1の事実は被告人の当法廷での判示の通りの内容の供述により、これを認定することができ、判示第2の事実は当法廷で被告人がこれを否認し、黒色恐怖団は南華韓人青年連盟実行部の別名に過ぎないと弁論した。しかし被告人に対する第2回予審訊問調書中、同人の供述で黒色恐怖団は判示と同じ目的で組織された秘密結社で判示時期に判示場所で白貞基の勧誘により李圭虎という者と共に加入したという意味の記載があった。また証第12号刑事記載(장기 地方裁判所、昭和8年才47号、才56号)中の才1回公判調書における白貞基の供述で昭和6年11月頃、自分と華均実、王亜樵及び佐野一郎の4名で黒色恐怖団を組織したが、その目的は判示と同じという意味の内容記載がある。総合で見れば黒色恐怖団は南華韓人青年連盟とは別個の結社とし、被告人は同団が判示と同じ目的を持ったことを知りながらもこれに加入したということを認定するに十分であるから弁論は拒否しなければならない。

判示第3の(1)の事実は被告人が当法廷で判示と同じ内容の供述によりこれを認定し、判示第3の(2)の事実は被告人の当法廷での判示と同内容の供述と共に愛来に対する訊問調書中、同人の供述で判示と符合する被害者類末の記載があることなどを総合し、これを認定する。判示第3の(3)の事実は被告人の当法廷での供述によりこれを認定する。

判示第4の(1)の事実は黒色恐怖団の目的遂行によることを除外したことを被告人が当法廷で判示と同じ内容の供述によって結社の目的遂行による点は被告人に対する予審訊問調書(才3、4回)中、同人の供述で各判示と同じ内容の供述記載があるので認定できる。犯の継続の点は短期に同種行為を反復累行した事実を照らして、これを認定できるため、判示事実は全てその証明が充分である。

法律に照らしてみに、判示行為のうち国体変革を目的とした結社に加入した者は治安維持法第1条1項 刑法第55条に該当し、私有財産制度否認を目的とした結社に加入した者は、治安維持法第2条第2項、刑法第55条に該当する。また強盗の行為は刑法第236条第1項第60条に、治安を妨害する目的で爆発物を使用した者は爆発物取締罰則第1条、刑法第60条に該当し、人の身体を害する目的で爆発物を使用しようとしたが発覚した点は爆発物取締罰則第2条、刑法第60条に該当する。殺人予備の者は刑法第201条、第199条、第60条に各々該当するが、爆発物取締罰則違反の行為は連続犯となるので刑法第55条、第10条に準じて重い同罰則第1条の罪を選択する。また目的遂行行為を包含した1個の結社加入が数個の罪名に抵触する場合に該当するので、刑法第54条第1項前段、第10条に準じて最も重い爆発物取締罰則第1条の罪の刑により処罰する。

所定量刑中 有期懲役刑を選択し、あわせて情状を酌量する点があるので刑法第66条、第71条、第68条第3号により酌量減輕をした刑期範囲内で被告を懲役5年に処する。

同法第21条に準じて未決拘留日数中、420日を本刑に算入し、刑事訴訟法第237条第1項により訴訟費用は全部被告人が負担することとし、主文のとおり判決する。

昭和15年11月19日

京城地方法院 刑事第2部

裁判長 朝鮮総督府 判事 釜屋 英介

・南華韓人青年連盟員 林 清彩の判決文 (昭和14年 刑控 第1015号)

本籍未詳

住所 京城府 紅把町 10番地6号

無職 朴 清彩 31才 / 外患

上記の者に対する治安維持法違反、強盗幫助 該当被告事件につき朝鮮総督府検事 平石 林の関与で審理判決をした結果は次のとおりとする

主文

被告人を懲役7年に処する

理由

被告は明治42年 ソビエト連邦ブヒトリフスク付近の 신 한 촌 で出生し大正8年両親に伴って上海へ引越し、同地所在のフランス人経営による天主教会セセビアカレッジの小学校及び中等部を卒業し昭和4年9月同地所在 米国人運営の復旦大学に入学、商科3学年の時中途退学した。

昭和5年7月頃から南華韓人青年連盟員である 安 宇生、鄭允玉、柳 亨明と交遊しながら同人の指導強化と左翼文献の探読により無政府主義に共鳴し始めた。

結局、同年12月20日頃 上海フランス租界 西支 路 新新里 南華韓人青年連盟本部で、同連盟の革命手段により朝鮮をいわゆる日本帝国の圧迫から離脱させ独立し、日本帝国の君主制を撤廃して私有財産制度を否認し無政府主義社会を実現する目的で組織した結社であること

を知らぬがらここに加入した。

昭和7年11月強盗罪により 장기 地方裁判所で懲役5年に処せられ、昭和11年8月出所したが、出所後再び上海に逃亡した。

被告はその後運盟を脱退することなく、同運盟員である鄭海里、李鍾鳳(ニ何有)などと種々会合して同地の情報など同運盟の拡大強化に関し協議を重ねた。

そのうち、昭和11年11月18日頃鄭海里から運盟の資金が乏しくなり運盟員達の生活も苦しくなってきたので、親日朝鮮人でハロイン、アヘン密売により暴利をむさぼっている韓奎泳を不意うちしようと考えた。その計画は、韓奎泳から金品を奪取し、運盟資金に充当するため、その家に行き同家の構造と付近の状況を調査し、付近の模様を盗撮し図面を作成するよう依頼した。

被告はこれを承知し、同月21日頃の夜に、慮慮の要らない親しい同柄にある朴満道の案内を受けて上海フランス租界環龍路、韓奎泳の家に行き同家で同夫婦と麻雀をする間に秘密のうちにその家の構造と出入口付近の状況などを調査し、同月23日頃自宅で韓奎泳の家の構造図面1通を作成した。同日夜これを上海フランス租界霞飛路考街湾道路上で鄭海里にこれを交付し、韓奎泳の家族状況などを詳しく報告した。

昭和12年1月22日午前8時頃鄭海里、李鍾鳳、外4名が韓奎泳の家に潜入し、同人及びその家族らに拳銃と短刀をつまつけ脅迫し、同人所有の中国銀行券800ウオンとハロイン2オンス(市価400ウオン)を強奪し、その犯行を幫助すると同時に同運盟の目的遂行による行為を行った。

第2 昭和12年10月18日頃から被告は上海 共同 租界 静安寺路所在のカルトンカフェで会計に雇用していたところ、日中事変勃発後、上海、南京などに居住する朝鮮人民族主義者と無政府主義者を糾合し組織した 南華韓人青年連盟 と連絡のある韓人青年連盟員 金真浩と会った。この暴力団体の目的は日本軍の動静、機密の探知と親日朝鮮人、中国人の暗殺であったが、同年11月4日頃と同月16日頃 2回にわたり被告と上海フランス租界フランス公園で会合した。この時、同人からカルトンカフェ及びその他付近のカフェに出入する日本国の武官及び日本軍の特務機関に勤務する朝鮮人職員の部下である親日韓、中国人の氏名及び行動を探知すると同時に、同人らが一杯飲み屋でする談話を通じて日本軍の機密を探知し金玄洙を通じて自分に通報するよう頼み、これを承知した。また、言うまでもなく同人と敵軍人 中華民國のためその活動をするように種々謀議した。

以上の事実はすべて被告人の当法廷での判示と同じ趣旨の供述によるもので本人もこれを認定した。また昭和7年11月16日 장기 地方裁判所で強盗罪により懲役5年を受け昭和9年恩赦で懲役3年9ヶ月と減刑され執行を終えたことは、被告人の当法廷でのその意味の供述により認定したものである。

法律に照らしてみても、被告人の判示第1の行為のうち 国体の変革を目的とした結社に入り目的遂行の行為をした点は 治安維持法第1条第1項 後段に、私有財産制度の否認を目的とした結社に加入し、その目的を遂行したとは 同法第1条第2項に、強盗幫助は刑法第236

条第1項、第62条第1項に該当する。そして判示第2の行為は同法第88条、第85条第1項に各々該当するが、以上第1の各々の行為は1個の行為で数個の罪名に抵触するところであるから同法第54条第1項前段、第10条に準じて最も重い強盗幫助罪の刑に従う。しかし以上はすべて在犯に關係するので、同法第56条、第57条また強盗幫助罪に關する同法第14条を除いたうえで各々法定の過重をして、強盗幫助罪に關する同法第63条、第68条第3項に準じて法定の減刑をする。また以上の罪は同法第45条前段の併合罪となるから同法第47条、第10条により重い外患の罪刑を、同法第14条の法定の加重をした刑期範囲内で、被告人を懲役7年に処することとし、主文のとおり決定する。

昭和14年9月29日

京城地方法院 刑事第2部

裁判長 朝鮮總督府判事 釜谷 英介